

個 情 第 2222 号
保 発 1001 第 14 号
令 和 7 年 10 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な
取扱いのためのガイダンスの一部改正について（通知）

国民健康保険団体連合会等における個人情報の適正な取扱いを支援するために、「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 541 号・保発 0414 第 10 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知別添。以下「ガイダンス」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年個人情報保護委員会規則第 2 号）が令和 7 年 10 月 1 日から施行され、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）の一部が改正されることに伴い、ガイダンスについて、令和 7 年 10 月 1 日付けで別添 1 のとおり一部改正を行い、別添 2 のとおりとするため、貴職におかれましては、貴管内の国民健康保険団体連合会に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

個 情 第 2223 号
保 発 1001 第 15 号
令 和 7 年 10 月 1 日

公益社団法人
国民健康保険中央会 理事長 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な
取扱いのためのガイダンスの一部改正について（通知）

国民健康保険団体連合会等における個人情報の適正な取扱いを支援するために、「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 541 号・保発 0414 第 10 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知別添。以下「ガイダンス」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年個人情報保護委員会規則第 2 号）が令和 7 年 10 月 1 日から施行され、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）の一部が改正されることに伴い、ガイダンスについて、令和 7 年 10 月 1 日付けで別添 1 のとおり一部改正を行い、別添 2 のとおりとするため、別添 3 のとおり各都道府県知事宛てに通知しましたので、御了知いただきますようよろしくお取り計らい願います。

保 発 1001 第 16 号
令和 7 年 10 月 1 日

各地方厚生（支）局長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
（ 公 印 省 略 ）

国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な
取扱いのためのガイダンスの一部改正について（通知）

標記について、都道府県知事あてに通知したので、国民健康保険団体連合会の指導に
当たり、遺漏なきよう配慮されたい。